

役員選出に関する規程

- 第1条 本規程は、金蘭会会則第11条の役員選出に関する事務処理の要領について定める。
- 第2条 理事会は、現役員の任期が切れる4カ月前までに、金蘭会会則第11条の規定にもとづき、10名以内の範囲で役員選出委員会の委員を任命する。
- 第3条 役員選出委員会の委員長は、役員選出委員会委員の互選による。
- 第4条 役員選出委員会は、役員の任期が切れる3年ごとに、各卒業年次を代表する学年代表評議員に評議員の見直しを依頼する。
- 第5条 役員選出委員会は、学年代表評議員から新たに届け出られた評議員（「新評議員」という。以下同じ。）の一覧を理事会に報告する。
- 第6条 役員選出委員会は、新評議員に新評議員一覧表を示し、その中から30名以内で次期理事の推薦を依頼する。あわせて次期監事の推薦を依頼する。
- 第7条 役員選出委員会は、前条による推薦の多かった評議員の中から、本科・高等科および高校の年代ごとに、あらかじめ理事会で決議された人数枠の理事候補に連絡し、理事就任の意向を確認する。あわせて上位2名の監事候補についても監事就任の意向を確認する。
- 第8条 役員選出委員会は、前条の確認作業で辞退者が出たときは、同じ枠内の次点者を順次繰り上げて就任の意向を確認する。

第9条 役員選出委員会は、現役員の任期が切れる年度内に次期理事候補および次期監事候補の集計結果を理事会に報告する。

第10条 次期理事候補および次期監事候補は、次の定時評議員会に諮る。

第11条 本規程の変更は、理事会の決議による。

本規程は平成24年1月28日から実施する。